



山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外 (27)

目 次

訓 令

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令..... (人 事 課) ... 1

訓 令

山形県訓令第10号

中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び室長」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第7条第2項中「及び室」を削る。

第10条第4項第2号中「送付すること」を「送付すること(総合支庁長を除く。)」に改め、同条第5項中「、室及び」を「及び」に、「本庁の課、室」を「本庁の課」に、「並びに総合支庁及び」を「、総合支庁並びに」に改め、同条第7項中「(所属長が庄内総合支庁又はその管内に所在する出先機関の長である場合にあっては、庄内総合支庁長。以下本項において同じ。)」を削り、同条第8項中「及び室長」を削り、「並びに課」を「及び課」に、「本庁の課、室」を「本庁の課」に、「及び東京事務所並びに」を「、東京事務所及び」に改める。

第29条第1項中「場合」を「場合(総合支庁に所属する職員から第5号に掲げる書類(職員証再交付申請書に限る。))の提出があつた場合を除く。)」に改める。

第32条第1項中「本庁の課、室並びに」を「本庁の課、」に改める。

第39条第1項中「及び室長並びに総合支庁総務企画部総務課長並びに」を「、総合支庁総務企画部総務課長及び」に改める。

別表第2職員の区分の欄中「出納局長」を「出納局長、次長」に改める。

別表第3第1項の表中

福祉相談センター及び庄内児童相談所	一時保護の業務に従事することを常例とする職員	を
衛 生 研 究 所	専ら病理細菌検査に従事する職員	に、
保 健 医 療 大 学	大学院保健医療学研究科の授業を常時担当する教授、助教 授及び講師	
福祉相談センター及び庄内児童相談所	一時保護の業務に従事することを常例とする職員	
朝 日 学 園	児童と起居をともにする児童自立支援専門員	

朝日学園	児童と起居をともにする児童自立支援専門員
衛生研究所	専ら病理細菌検査に従事する職員
健康福祉部保健薬務課	麻薬取締りを職務とする職員

を

健康福祉部保健薬務課	麻薬取締りを職務とする職員
------------	---------------

に改め、同表第

2項の表中

総合療育訓練センター	通所児童等の送迎業務に従事することを常例とする自動車運転技士
衛生研究所	専ら病理細菌検査業務を補助する業務に従事する職員

を

衛生研究所	専ら病理細菌検査業務を補助する業務に従事する職員
総合療育訓練センター	通所児童等の送迎業務に従事することを常例とする自動車運転技士

に改める。

別表第4第2項中「、保健医療短期大学」を削る。

別記様式第5号の2中「(庄内総合支庁長)」を削る。

別記様式第6号の注書第3項中「課(室)名」を「課名」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令の一部改正)

2 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令(昭和60年3月県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「「第4条(」を「、「第4条(」に改め、「、同条第21号中「第5条」とあるのは「第5条(定年条例附則第3項において準用する場合を含む。)」と」を削る。